

障害者総合支援法の施行に関する主な検討課題

1. 平成25年4月施行分

障害者の範囲への難病等の追加

難病等の範囲は、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会での議論を踏まえ、当面、市町村の補助事業(難病患者等居宅生活支援事業)の対象疾病と同じ範囲とし、対象疾患を定める政令改正を実施。

※新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、今後見直しを行う。

2. 平成26年4月施行分

障害支援区分

平成24年度 約200市区町村の協力の下、障害程度区分の認定に関する詳しいデータを収集し、知的障害・精神障害の二次判定での引上げ要因の詳細な分析等を実施。

平成25年度 新たな調査項目による認定調査やこれに基づく障害支援区分の判定について、約100程度の市区町村でモデル事業を実施して、新たな判定式を検討。また、市区町村が使用する障害支援区分判定ソフトの開発や認定調査員マニュアルの改正も行う。

重度訪問介護の対象拡大

現行の重度の肢体不自由者に加え、重度の知的・精神障害者に対象を拡大予定。今後、具体的な対象範囲や、事業者の指定基準、報酬の在り方等を検討。

ケアホームとグループホームの一元化等

今後、事業者の指定基準や報酬の在り方等とともに、外部サービス利用規制の見直しやサテライト型住居の創設についても検討。

※併せて、附帯決議で指摘された小規模入所施設等を含む地域における障害者の居住の支援等の在り方についても検討。

地域移行支援の対象拡大

現行の障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に加え、保護施設、矯正施設等を退所する障害者に対象を拡大することを検討。

※基本指針の改正

市町村及び都道府県において平成26年度中に第4期障害福祉計画(計画期間:平成27~平成29年度)の作成が行われることから、平成25年度中に、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項等について、基本指針の改正を検討。



3. 法施行後3年(平成28年4月)を目指とした見直し

常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図るために支障がある障害者等に対する支援の在り方

精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずることとされている。

改正精神保健福祉法の施行に関する主な検討課題

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針の策定(平成26年4月施行)

○ 6月に成立した改正精神保健福祉法では、厚生労働大臣は、「精神障害者の障害の特性その他の心身の状態に応じた良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針を定めなければならない」とされている（平成26年4月施行）。

○ 指針の内容について検討すべき事項は下記のとおり。

精神病床の機能分化に関する事項

精神障害者の居宅等における保健医療サービス及び福祉サービスの提供に関する事項

精神障害者に対する医療の提供に当たっての医師、看護師その他の医療従事者と精神保健福祉士
その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識を有する者との連携に関する事項

※その他良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供の確保に関する重要事項

今後の検討の進め方について（案）

H25.7

障害者の地域生活の推進に関する検討会

- 「重度訪問介護の対象拡大」、「ケアホームとグループホームの一元化等」について検討。
※7月中に検討会を立ち上げ、10月中を目処に検討会報告を取りまとめ。

精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針等に関する検討会

- 「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」等について検討。
※7月中に検討会を立ち上げ、12月中を目処に指針案を取りまとめ。

障害者部会

- 2つの検討会の取りまとめ内容について、下記の検討課題と併せて、秋から年末にかけて議論。
 - ・障害支援区分
 - ・地域移行支援の対象拡大
 - ・基本指針の改正（障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項等）等

H25.12

（地方公共団体での施行準備等）

H26.4

- 「重度訪問介護の対象拡大」、「ケアホームとグループホームの一元化等」、「障害支援区分」、「地域移行支援の対象拡大」、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」について施行。
- 「基本指針の改正」を踏まえ、各地方公共団体は、平成26年度中に第4期障害福祉計画を作成。

施行後3年（平成28年4月）を目処とした見直しの検討

- ①常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ②障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図るために支援がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

H28.4